

令和 8 年 第4回

甲斐市農業委員会議事録

令和8年4月30日

1 日 時 令和8年4月30日(木) 午後3時00分～

2 場 所 甲斐市役所竜王庁舎本館3階 大会議室

3 日 程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 報告第7号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件
報告第8号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件
報告第9号 農地法第18条第6項の規定による届出の件
議案第13号 農地法第3第の規定による許可申請の件
議案第14号 農地中間管理事業法に基づく農用地利用集積等促進計画作成要請の件

4 欠席委員 12番 小澤委員、13番 石川委員

5 議事録署名委員 2番 中島委員、3番 興石委員

6 職務のために会議に出席した者の職氏名

農業委員会事務局長 中島 茂樹

農業委員会事務局庶務係 三井 賢治

農業委員会事務局庶務係 畑 隼一

農業委員会事務局庶務係 田中 颯

7 閉 会： 午後4時10分

【事務局長】	それでは、農業委員会総会を始めさせていただきます。 会長よりご挨拶をいただき、議事進行につきましても、よろしくお願いします。
【議長】	本日の出席委員は16名です。定足数に達しておりますので、ただちに会議を開きます。
(日程第1 議事録署名委員の指名) 【議長】	日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。 議事録署名人は、2番 中島委員 と 3番 興石委員を指名致します。
(日程第2 会期の決定) 【議長】	日程第2「会期の決定」を致します。 本総会の会期は、本日1日と定めたいと思いますがご異議ございませんか。 (異議なしの声) 異議がありませんので、本日1日と決定します。
(日程第3 議事) (報告第7号) 【議長】	それでは議事に移ります。 「報告第7号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件」を上程致します。 事務局に 番号2番の説明を求めます。
【事務局】	はい、議長 資料1ページをお願いします。 農地法施行令第3条第1項の規定により転用の届出がありました。 甲斐市農業委員会 事務専決規程 第3条により専決処分をしましたので報告します。 番号2番 地図公図は1ページ、2ページになります。 ●●番地、面積43㎡を●●の●●が宅地拡張をするための転用の届出が提出されました。 隣接宅地との一体利用を計画しています。 説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項であります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問が無いようですので、本案件の報告を終了致します。

(報告第8号)

【議長】

それでは次の議事に移ります。

「報告第8号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件」を上程致します。

事務局に 番号6番と 60 番の説明をお願いします。

【事務局】

資料2ページをお願いします。

農地法施行令第10条第1項の規定により農地転用の届出が提出されました。甲斐市農業委員会事務先決規程第3条により専決処分をしましたので報告します。

番号 6 番 地図公図は 3 ページ、 4 ページになります。

●●番地外 1 筆、合計面積 6.95 m²を●●の●●が、●●の●●に所有権移転による宅地拡張にするための転用の届出が出ています。

現地は既に宅地として利用されている状態であったため、申請者に聞取りを行いましたところ、前所有者の頃から宅地の一部として使用している状況ですが、申請者は今まで認識がなく、本事業の計画にあたり、地目が農地のままであることが判明したため、経過理由書を添付したうえでの追認案件といたしました。

続きまして、

番号 60 番、地図公図は 5 ページ、 6 ページになります。

●●番地外 9 筆、合計面積 3,922.5 m²を●●の●●が、●●の●●に所有権移転による宅地分譲 13 区画にするための転用の届出が出ています。

番号が 60 番となっておりますが、これは令和 7 年 12 月 26 日に受付した案件です。番号は年度ではなく、1 月から 12 月までの年で番号を付与しているため、番号が飛んだ形となります。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項であります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問が無いようですので、本案件の報告を終了致します。

(報告第9号)

【議長】

それでは次の議案に移ります。

「報告第9号 農地法第18条第6項の規定による届出の件」を上程致します。

事務局に 番号3番 の説明をお願いします。

【事務局】

はい、議長

資料3ページをお願いいたします。

農地法第18条は利用権や耕作権等の解約に係る条文になります。

番号3番、地図公図は7ページ、8ページになります。

●●番地外2筆、合計面積2,276㎡。貸人が●●の●●、借り人が●●の●●で、解約届出日は令和8年2月28日です。

令和6年7月1日から令和11年6月30日の5年間、使用貸借により利用権の設定をしていましたが、それぞれ合意解約をしたものです。

借り人の●●は当該農地での営農の予定がなくなったために解約をしましたが、貸人の●●におきましては、他の耕作者へ貸付けの予定があり、この後の議案第14号、番号32番の農地利用集積等促進計画作成要請の件で改めてご審議いただきます。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項であります。質問がある方はいらっしゃいますか。

何かご質問はございませんか。

質問が無いようですので、本案件の報告を終了致します。

(議案第13号)

【議長】

それでは次の議事に移ります。

「議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請の件」を上程致します。

事務局に番号6番の説明をお願いします。

【事務局】

はい、議長

資料4ページをお願いします。

番号6番、地図公図は9ページ、10ページになります。

●●番地、面積19㎡を●●の●●から、●●の●●に無償移転により経営地拡大のための許可申請が提出されました。

申請地は集落接続がある第3種農地で、隣接する譲受人の所有農地と一体で利用する計画で柿の作付けを計画しています。

所有機械については、トラクター、コンバイン、田植機を所有しています。

譲受人の●●は年間の農業従事日数150日で計画を作成しています。モニターの写真は南側から写したものです。

説明は以上です。

【議長】 事務局の説明が終わりました。

次に現地調査の報告を●●委員お願いいたします。

【●●委員】 ●●です。現地調査したところ、何ら問題ないと判断しました。ご審議よろしくお願いいたします。

【議長】 次に●●推進委員の意見ですが、本日欠席のため調査結果の報告を本人から受けており、問題ないとのことであります

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようです。

番号6番を許可とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議が無いようですので、本案件を許可とすることに決定致します。

続きまして、事務局に番号7番の説明を求めます。

【事務局】 はい議長

資料は同じく4ページになります。

番号7番、地図公図は11ページ、12ページになります。

●●番地、面積21㎡を●●の●●から、●●の●●に有償移転により経営地拡大のための許可申請が提出されました。

申請地は、●●の南側に位置し、●●に接している第1種農地です。

後ほどご審議いただく番号8番の農地と一体での利用を計画しています。

柿の作付けを予定し、年間の農業従事日数260日で計画を作成していま

す。
所有機械は草刈機、トラクター、ミニバックホウです。
モニター画像は南東側から撮影したものです。
説明は以上です

【議長】 事務局の説明は以上です。
現地調査の報告を●●委員お願いします。

【●●委員】 ●●です。こちらの土地ですが、この後2つほど審議がありますが、そのうちの一つので、進入路という形で申請が出ております。
出入りは問題ないと考えますので、ご審議お願いいたします。

【議長】 続きまして ●●推進委員に意見ををお願いします。

【●●推進委員】 ●●です。●●の南側で、●●に接する農業振興地域内農地ということで、譲渡人は高齢者であり、後継人がいないということで、経営地拡大を計画している譲受人に有償で移転するということです。この状況で耕作放棄地が解消になることが期待されます。従って何ら問題ないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問が無いようでございます。
番号7番を許可とすることにご異議ございませんか。
(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可とすることに決定いたします。

続きまして、事務局より番号8番の説明を求めます。

【事務局】 はい議長
資料は引続き4ページになります。
番号8番、地図公図は13ページ、14ページになります。
●●番地、面積435㎡を●●の●●から、●●の●●に有償移転により経営地拡大のための許可申請が提出されました。
申請地は先ほどの番号7番で審議いただいた●●番地の南側に隣接する農用地区域内農地です。柿の作付けを予定しています。

所有機械についてはトラクター、草刈機、ミニバックホウです。
モニター画像は北東側から撮影したものです。
次が南側からの画像です。最後が北側から見た画像です。
説明は以上です

【議長】 事務局の説明は以上です。
次に現地調査の報告を●●委員お願いします。

【●●委員】 ●●です。先ほどご審議いただいた●●番地の続きの土地になりますが、1段高くなっておりますが、耕作放棄地ということで手入れされていなかったところを今回、譲受人の方で綺麗に手入れをしていただけるということで、放棄地が減り、譲受人が経営地拡大を図るため取得を望んでいるので、ご審議をお願いします。

【議長】 続きまして●●推進委員お願いします。

【●●推進委員】 ●●です。
先ほどの番号7番とほぼ同じですが、譲受人の●●ですが、周辺でかなり大きく開拓しておりまして、柿の作付け等を行っていますので問題ないと思います。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

【事務局】 質問が無いようでございます。
番号8番を許可とすることにご異議ございませんか。
(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可とすることに決定いたします。

それでは、事務局に番号9番の説明を求めます。

【事務局】 はい議長
資料5ページをお願いします。
番号9番、地図公図は15ページ、16ページになります。
●●番地、面積 568 m²を●●の●●から、●●の●●に有償移転により
経営地拡大のための許可申請が提出されました。
申請地は、番号7番の●●番地を西に50mほど移動した●●より南側に

位置する農用地区域内農地です。
隣接の●●番地は昨年5月総会の議案第16号、番号9番で審議いただき、譲受人が取得した農地となります。
柿の作付けを計画しています。
法定外道路と接道しており、機械の出入りに問題はないと考えます。
所有機械は草刈機、トラクター、ミニバックホウです。
モニター画像は南側から撮影したものです。
次が北側から見た画像です。
説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。
現地調査の報告を●●委員お願いします。

【●●委員】 ●●です。こちらの現地ですが、元々完全な耕作放棄地ということで、大木や石があり耕作できる状況ではなかった農地です。
そのような場所ですが、回りを広く譲受人が所有していき、
こちらも取得され、伐根や石の撤去を行うよう農地が再生される
良い例になりますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

【議長】 続きまして ●●推進委員に意見ををお願いします

【●●推進委員】 はい、●●です。
現地は●●に隣接する耕作放棄地であります。
譲渡人は人手不足により耕作が困難との理由から、付近で経営地拡大
を計画している譲受人に有償で移転するということです。
先ほど事務局から話がありましたように、譲受人はミニバックホウや
トラクターを所有しており、これまでも本人所有の周辺土地の整備も
行っておりますので、今回の申請も計画通り行われるものと思います
ので、ご審議をよろしくお願いいたします。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。
番号9番を許可とすることにご異議ございませんか。
(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可とすることに決定致します。

続きまして事務局に 番号 10 番の説明をお願いします。

【事務局】

はい議長

資料は同じく5ページになります。

番号 10 番、 地図公図は 17 ページから 20 ページになります。

申請の 2 筆同士がそれぞれ離れているため、図面が分割いたします。

●●番地外 1 筆、合計面積 2,344 m²を●●の●●から、●●の●●に有償移転により経営地拡大のための許可申請が提出されました。

申請地で水稲の作付けを計画しています。

現地は●●の北側に位置する農用地区域内農地です。

2 筆のうち地図公図 17 ページ、18 ページが●●番地で、●●と●●を挟んだ北側に位置し、もう 1 筆の●●番地が地図公図 19 ページ、20 ページになりまして、北へ約 100m の距離に位置します。

●●番地の現状は一部で野菜の作付けが行われている状況ですが、今後、全面を整備して水稲の作付けを行う計画です。

周囲を農地や道水路に囲まれ、出入りや水利の確保は問題なく行えるものと考えます。

譲受人の●●は年間 150 日の営農を計画し、会社員である長男も年間 60 日営農する計画を作成しています。

所有機械はトラクター、コンバイン、田植機、刈払機です。

モニターは先に●●番地を南東側から写したものを表示します。

次に●●番地を南東側から見た画像です。説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

現地調査の報告を●●委員をお願いします。

【●●委員】

●●です。今月 21 日に●●、推進委員、事務局で現地調査を行いました。調査地は農業振興地域内の優良農地で、両方とも普段から管理が行き届いている農地です。譲渡人と譲受人は同じ●●姓ですが、親族関係はなく長年の地主と小作関係でした。譲渡人は将来的に農地を維持していくことが困難なため、永年管理していた譲受人が買受け、正式に取得するための所有権移転の申請です。

譲受人は 71 歳ですが、大型農機のトラクターやコンバイン、乾燥機が入る作業小屋兼倉庫を所有しており、繁忙期に手伝っている後継者の長男は 46 歳で●●の仲間と会社を立ち上げ、遊休農地を借り受けて農業事業を行っており、常に農地の拡大を行っているバイタリティある方です。以上のことから継続的な農地の維持と有効的な活用を行えると判断しました。以上、よろしくご審議をお願いいたします。

【議長】 次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】 ●●です。該当農地は農用地区域の優良農地で、1箇所は水稻作付け後の耕運がされており、もう箇所は水稻の作付けがされておりました。今回、有償による所有権移転申請ですが、譲受人は長年にわたり両筆とも管理していることから特に問題ないと考えております。よろしくご審議をお願いします。

【議長】 お2人とも担当区域が広くお疲れ様でした。
これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。
番号10番を許可とすることにご異議ございませんか。
(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可とすることに決定致します。

続きまして、事務局より番号 11 番の説明を求めます。

【事務局】 はい議長
資料は同じく5ページになります。
番号 11 番、地図公図は 21 ページから 24 ページになります。
こちらも申請の2筆同士が離れてる場所のため、図面が分割いたします。
●●番地外 1 筆、合計面積 1,094 m²を●●の●●から、●●の●●に
有償移転により経営地拡大のための許可申請が提出されました。
申請地で造園用樹木の栽培、育成を行う計画です。
現地は、●●番地が地図公図 21 ページ、22 ページになりまして、●
●に近接しており、●●番地が地図公図 23 ページ、24 ページになり
まして、●●の北側に位置し、いずれも農用地区域内農地です。
造園用樹木は展示を行うものではなく、苗木の育成、出荷を目的とし
た農業経営で、農地として適正に維持管理を実施していく計画です。
●●番地は袋地のため隣接する●●番地の所有者から通行同意を得
ています。
造園業を営む●●は年間 150 日の営農計画を作成しており、所有機械
はトラクター、バックホウ、田植機、稲刈機、軽トラックです。
モニターは最初に●●番地の航空写真を表示します。
次に北東側から見た画像です。続いて南西側からの画像。次が北東側

から見たものです。

続いて●●番地の航空写真になります。

次が南側からの画像です。続いて西側から。最後が北側からの画像です。説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

現地調査の報告を●●委員お願いします。

【●●委員】

●●です。4月21日の火曜日に●●、事務局、●●推進委員と現地確認行いました。

いずれも放っておくと耕作放棄地になるような状況の中で、たまたま地域で造園業をやっています●●と言いますが、このお爺さんと連携して苗木の育成をやっているようです。

このまま何もやらないと耕作放棄地になってしまうような状態の中で苗木を育てることで、農地として活用されるんじゃないかと考えているところです。以上です。

【議長】

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

●●です。

4月21日に現地調査を行いました。

譲受人のお爺さんの方も造園業を営んでいるということで、元々この辺も耕作放棄地になっていましたが、販売先も●●ということで明確に記入もしてありますので、元々荒れていた土地なので苗木等の育成をしてもらって放棄地の解消に努めてもらえれば良いと思っています。

ご審議をよろしくお願いいたします。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

【●●委員】

状況は分かったんですけども、樹木を植えるって言うのは、苗木を育てるということなのか、それとも苗木を販売するために、そこに仮植するのか、どちらなのかその辺をお聞きしたい。

【議長】

事務局お願いします。

【事務局】

栽培と育成を行うということで、展示目的ではないですが、いずれは出荷する苗木の栽培と育成を行う計画のようです。

【●●委員】 ●●の奥の方で、●●へ登って行く道の沿線で植木の販売等を行っていますよね、あのような形で使うということではないんですよね。

【事務局】 あのように現地で販売する形態ではありません。
あくまで育成を目的としています。

【議長】 私も知っていますが、●●へ行く道路沿いでやっている●●ですが、あれは農地ではなく山林ですね。

どうしてこんな所でやっているのか不思議に思ったところではありますが、そっちは山林なので問題はないと思いますが、本件は農地法に基づく育成だから問題はないということです。

他に質問ございませんか。

質問がないようでございます。

番号11番を許可とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可とすることに決定致します。

(議案第14号)

【議長】 それでは次の議事に移ります。

「議案第14号 農地中間管理事業法に基づく農用地利用集積等促進計画作成要請の件」を上程致します。

事務局に番号29番から35番の説明をお願いします。

【事務局】 はい、議長

資料6ページをお願いします。農地中間管理機構を利用した利用権設定になります。

公益財団法人山梨県農業振興公社より、農用地利用集積等促進計画の作成要請案の送付がありましたので、その案について審議をお願いいたします。

番号29番、地図公図は25ページ、26ページになります。

●●番地ほか1筆、合計面積753㎡を●●の●●が、●●の●●に田を4年7ヶ月間、賃貸借により新規に貸し付ける計画作成案の送付を受けました。市の集積計画期間満了に伴う借換で、野菜の作付を計画し、賃

借料は 10 アールあたり●●です。

続きまして、

番号 30 番、地図公図は 27 ページ、28 ページになります。

●●番地外 2 筆、合計面積 932 m²を●●の●●が、●●の●●に田を 2 年 7 カ月間、賃貸借により新規に貸し付ける計画作成案の送付を受けました。

野菜の作付けを計画し、賃借料は 1 アールあたり●●です。

続きまして、

番号 31 番、地図公図は 29 ページから 31 ページになりますが、場所が離れている関係で公図が 30 ページと 31 ページに分割しております。

●●番地外 3 筆、合計面積 4,221 m²を●●の●●が、●●の●●に畑を 4 年 7 カ月間、賃貸借により新規に貸し付ける計画作成案の送付を受けました。

野菜の栽培を計画し、賃借料は 10 アールあたり●●です。

7ページをお願いします。

番号 32 番、場所が離れている関係で地図が 29 ページ、公図が 32 ページになります。

本件は、先ほどの報告第 9 号、番号 3 番でご審議いただいた農用地となります。

●●番地外 2 筆、合計面積 2,276 m²を●●の●●が、●●の●●に田及び畑を 4 年 7 カ月間、賃貸借により新規に貸し付ける計画作成案の送付を受けました。

野菜の栽培を計画し、賃借料は 10 アールあたり●●です。

続きまして、

番号 33 番、地図公図は 33 ページ、34 ページになります。

●●番地外 2 筆、合計面積 2,916 m²を●●の●●が、●●の●●に畑を 2 年 7 カ月間、賃貸借により新規に貸し付ける計画作成案の送付を受けました。

市の集積計画期間満了に伴う借り換えで、野菜の栽培を計画し、賃借料は 10 アールあたり●●です。

続きまして、

番号 34 番、地図公図は 35 ページ、36 ページになります。

●●番地、面積 491 m²を●●の●●が、●●の●●に田を 2 年 7 カ月間、使用貸借により新規に貸し付ける計画作成案の送付を受けました。市の集積計画期間満了に伴う借り換えになりまして、水稻の作付けを計画しています。賃借料は●●です。

資料 8 ページをお願いします。

番号 35 番、場所が離れている関係で地図が 37 ページ、公図が 38 ページから 39 ページになります。

●●番地外 1 筆、合計面積 1,177 m²を●●の●●が、●●の●●に畑を 9 年 7 カ月間、使用貸借により新規に貸し付ける計画作成案の送付を受けました。

果樹（桃）の栽培を計画し、賃借料は●●です。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は利用権設定でありますので、担当農業委員による現地調査の報告は省略します。

これより質疑に入ります。何か質問がある方はいらっしゃいますか。

【●●委員】

●●ですが、番号 31 番、32 番の件でちょっと分からないところがあるので教えていただきたいのですが、●●からということで、こちらで耕作をやられるとのことですが、前にも●●でこのようなケースがあったと思いますが、実際のところ向こうで大掛かりでやっている方たちが、大きな土地を見つけて来て、野菜を作られるということは全然問題はありませんですが、地域の方たちとの約束事を守るとか、交流ができるかとかあるんですが、あれだけ大きい法人が参入して農業が活性化することは良いことなのですが、消毒による周辺への影響や大型車両の出入りなどの問題が考えられるんですが、その辺で市との取り決めがあるのか教えていただければと思いますが。

【事務局】

この●●ですが、地元の●●で高原野菜を幅広く作っており、葉物野菜のノウハウも豊富であり、甲斐市でもやりたいと以前から相談を受けておりまして、その中で大型機械やトラックの出入りについては他の農家さんに迷惑がかからないようにしてもらいたい旨をお伝えしたところ、●●での経験を活かしながらトラブル防止に努めることをお約束いたしました。

あと、地元の方とのコミュニケーションも積極的に図っていきたいと考えているようです。

【●●委員】 消毒の影響ですが、周辺が水田だと拒否反応を示す農家も居ると思います。この辺のお話もされていると思いますが、利益優先とならないように周囲に配慮していただきながら、農業委員とも連絡を取りながらコミュニケーションを図っていければと思います。

農地中間管理機構の制度を活用して、今後もこのように大きな法人が参入してもらえれば活性化に繋がるので、是非とも応援したい。

【事務局】 こちらの●●ですが、甲斐市の他の土地でもやられていたり、●●や●●でも同じように営農していますので、トラブル防止等は重々承知していることと思います。

あと、このような貸し借りになった時は、貸主と借主の話し合いの場を設けて、約束事を擦り合わせた中で話を固めて、案件として提出しているので問題ないと考えています。

【●●推進委員】 ●●ですが、今の●●の関係ですが、私の担当している●●地区の方でレタスを作っておりましたが、その作っている土地で10人位でトラクターを入れたりしていますが、消毒も含めて今のところ周辺から苦情を聞いたことはないの、機会があったら●●と話をしたいと思います。以上です。

【議長】 貴重なご意見ありがとうございました。
他に何かございませんか。

【●●委員】 それに関連して、こうやって県外から来られる方が目立って来ていますが、●●周辺で荒地がありますが、地権者は誰かに使ってもらいたいとの意思があるようで、できれば事務局でも県外県内を問わず貸し借りができるように情報をしっかり掴んでいただきたい。

私にも農家から放棄地を何とかしたいとの相談が来るが、とにかく市へ申請すれば中間管理機構を通じて簡単に安心して出せるという話をするのだが、農家は市へ相談することが面倒だと思っているようだ。

農協も貸し借りの相談受付を始めたようだから、是非、市でも気楽に相談してもらえるように幅広く情報を掴んでもらいたいことを要望する。

【議長】 他にございませんか。

質問がないようです。番号29番から35番までの計画作成案について、作成要請を行うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議が無いようですので、番号29番から35番までについて作成要請を行うことに決定致します。

以上で、本日の審議はすべて終了致しました。
皆様のご審議ありがとうございました。

【事務局】

長時間お疲れ様でした。

要望をいただきましたので、市でも耕作放棄地の解消は大きい問題となっています。

細かな情報を農業委員、推進委員に協力をいただきながら情報収集をして参りたい。

それには各委員さんにおかれましても、「この土地を貸したい、借りたい」等の情報を事務局へお知らせいただき、市でもこの土地をどうしていきたいと、地主さんとも話をして、お互い情報交換して耕作放棄地の解消を進めて行きますので、ご協力をお願いします。

それではこれで総会を終了したいと思います。

(起立し相互に礼)

午後4時10分閉会